

名古屋市トンネル維持管理計画



平成 30 年 3 月
(令和 7 年 1 月更新)
名古屋市緑政土木局道路維持課

目 次

1. 対象施設

2. 構造物の現状

2.1 管理数量

2.2 位置図

2.3 構造物の現状

3. 維持管理の基本的な考え方

3.1 基本方針

3.2 計画全体の目標

3.3 点検方法

4. 計画期間

5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

6. 対策費用

7. 個別施設の状態等、対策内容、実施時期

8. 記録

1. 対象施設

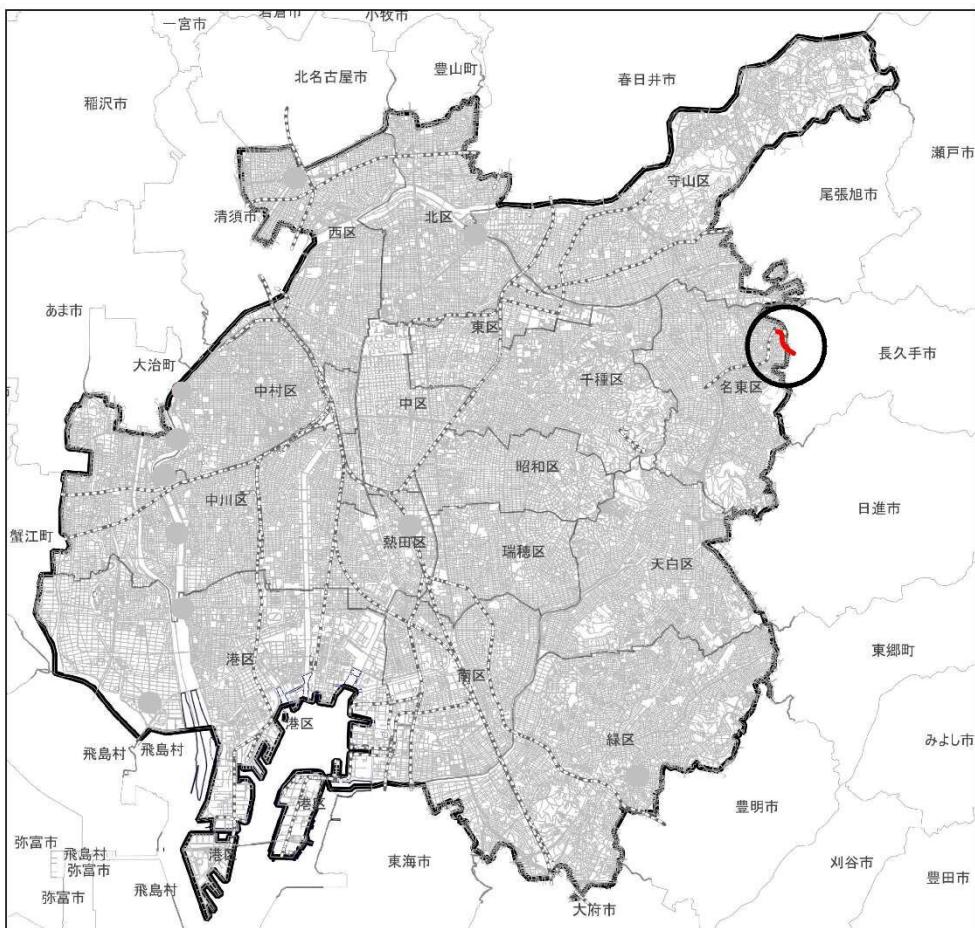
本計画の対象施設は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における道路構造物のうち、名古屋市緑政土木局が管理するトンネルとする。

2. 構造物の現状

2.1 管理数量

県道 1 箇所 (名称) 東部丘陵線トンネル

2.2 位置図



2.3 構造物の現状

平成16年度に完成し愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）の一部となっており、シールド工法で建設された部分と開削工法で建設された部分がある。また、トンネルが名古屋市内と長久手市内に跨っており、本市管理部分と長久手市内の愛知県管理部分が一体となっている



シールド工法



開削工法

3. 維持管理の基本的な考え方

3.1 基本方針

定期点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を未然防止し、安全で合理的な管理を目指す。

3.2 計画全体の目標

- ・集約・撤去

対象施設が 1 か所しかない上、施設利用者が多く、住民の生活に係る重要なインフラであるため集約・撤去は考慮しない。

- ・新技術の活用

次期計画において、新技術を活用した点検を実施することにより、費用を 1,000 千円程度縮減する事を目標とする。

3.3 点検方法

施設の健全性を把握するため、道路トンネル定期点検要領（平成 31 年 2 月国土交通省道路局）及びシェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成 31 年 2 月）に基づいて、定期点検を実施する。

実施方法及び実施時期は以下の通りとし、健全性については下記の診断区分に分類する。

また、点検や修繕等において、新技術の活用により将来の維持管理費用などのコスト縮減が見込める、あるいは作業に伴う規制による影響が小さくなるなどの事業の効率化が期待できる新技術の活用を図る。

ただし、点検作業はリニモの営業線内の作業となるため愛知

高速交通株式会社へ委託し、点検頻度を同社が行う軌道法点検と協調実施するため4年に1度とし作業量、コストの縮減を図る。

区分	点検方法	点検頻度
定期点検	近接目視	4年に1度

年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
定期点検		○				○				○	

健全性の診断区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

4. 計画期間

平成30年4月から10年間とし、定期点検実施後に適宜見直しを図るものとする。

5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

第三者等への被害の深刻度、損傷状況、路線の重要性等を考慮し対策の優先順位を決定する。

6. 対策費用

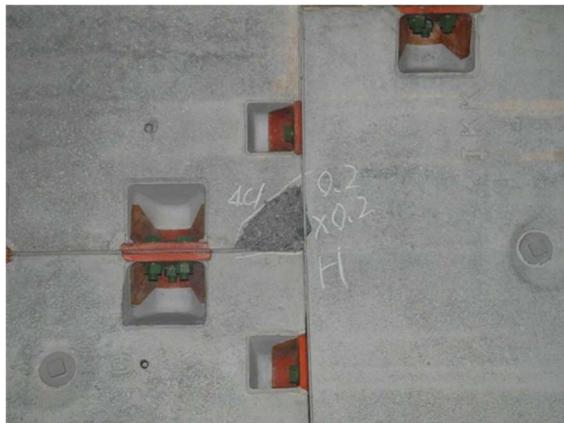
計画期間に要する対策費用は、別表の通りとする。修繕に要する費用については、定期点検結果を踏まえて概算額を整理する。

尚、令和4年度の定期点検の結果、おおむね健全であったが、愛知県管理区間に合わせて修繕を実施するものとする。

7. 個別施設の状態等、対策内容、実施時期

個別施設の状態としては、トンネルの一部において天端部や目地部にうき及び漏水が確認されるため、健全度Ⅱとなっている。

早期に修繕をする必要はないが、健全度Ⅱとなった施設は経過観察が必要である。



うき



漏水

今後実施する点検及び修繕の計画は、別表のとおりとする。

点検の結果、対策が必要となった箇所について、剥落対策等の措置を検討する。実施時期は、第三者等への被害の深刻度、損傷状況、路線の重要性等を考慮し愛知県管理区間に合わせて決定する。

トンネル概要 点検、修繕計画

所在地	名東区朝日が丘他
道路種別	県道
路線名	力石名古屋線
名称	東部丘陵線トンネル
緊急輸送道路	指定なし
設置年度	平成16年度
管理者	名東土木事務所
施設延長	588m (全体延長1,361m)
幅員	10.1m
等級	B(但し軌道トンネル)
事前通行規制有無	無し
災害履歴有無	無し
状態	異常なし
点検計画	平成30年度 点検 以後4年毎に点検
修繕計画	剥落防止対策 令和9年度を予定

8. 記録

- ・点検及び診断、措置、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、対象トンネルが存在する期間、これを保管する。

9. 計画の見直し履歴

1) 平成30年3月 計画策定

2) 令和2年3月 見直し

ア. 点検結果の反映

- ・平成30年度に1巡目の点検が完了したことにより、点検結果の反映、対策事業費を修正

イ. その他

- ・その他、文言の調整、レイアウト等の変更を実施

3) 令和4年3月 見直し

- ・新技術の活用を追記

4) 令和5年3月 見直し

ア. 点検結果の反映

- ・令和4年度に2巡目の点検が完了したことにより、点検結果の反映、対策事業費を修正

イ. その他

- ・その他、文言の調整、レイアウト等の変更を実施

5) 令和7年12月 見直し

ア. 計画全体の目標の追加

イ. その他